



おしらせ

山田町役場 ☎82-3111

町のホームページアドレス

<http://www.town.yamada.iwate.jp/>

まちで出会ったかわいい笑顔

広報クイズ

243

三つの中から正しいものを選んで、応募してね。

- 光ファイバーを使った家庭向けの超高速データ通信サービスの名前は？
 ①FTTH ②HTML ③FIFA
- 10月1日から役場窓口で申請ができるようになるものは？
 ①バスケット ②マスクット ③パスポート
- 8月13日に行われた花火大会で打ち上げられた花火の数はおよそ何発？
 ①1,000 ②2,000 ③5,000
- 今号の「1歳になりました」に登場している赤ちゃん13人のうち、男の子は何人？
 ①5人 ②6人 ③7人

【応募方法】 はがきに①クイズの答え②住所③氏名④年齢を明記の上、ご応募ください。全問正解者の中から抽選で10人に500円の図書カードをプレゼント。応募は一人1通です。
 【応募先】 〒028-1392 (住所記載不要) 山田町役場広報クイズ係
 【締め切り】 9月20日(当日消印有効)
 ☆前回の正解は①-C、②-B、③-C、④-Bでした。応募者数20通で全員正解、抽選の結果次の10人が当せんしました。
 長崎=梶山智樹(?)、佐々木玲美(13) 飯岡=菊池瑞起(6) 後楽町=松山福治(61) 船越=山崎魁斗(7) 織笠=福土結衣(10)、稲川萌(?) 大沢=大川周大(6) 豊間根=佐々木栄子(?) 大船渡市=小岩みさ(7) (敬称略)

町で臨時職員を一般公募します

町では、臨時職員を募集します。選考方法は書類審査(履歴書)と面接です。
 ▷職種 一般事務補助
 ▷募集人数 2人
 ▷勤務場所 住民生活課、税務会計課
 ▷応募資格 町内に住所があり、パソコンの操作ができる人
 ▷賃金 月額5,400円
 ▷任用期間 10月1日～来年1月31日
 ※必要がある場合は、住民生活課は最大6カ月まで、税務会計課は最大8カ月まで期間が更新されます。
 ▷申し込み方法 役場住民生活課または役場支所に備え付けの履歴書に必要事項を記入し、役場総務課に提出
 ▷申込期限 9月13日
 ▷問い合わせ 役場住民生活課 住民記録担当(内線126)、税務会計課町民税担当(内線111)へどうぞ。

読書ボランティア研修会行われます

陸中海岸青少年の家では、中学生・高校生のための読書ボランティア研修会を開催します。
 ▷期間 9月29日～30日(1泊2日)
 ▷時間 午後1時～
 ▷内容 読み聞かせの実習や創作手作り絵本の作成など
 ▷対象 中学生・高校生20人
 ▷参加料 1,500円
 ▷申込期間 9月18日～23日
 ▷申込先・問い合わせ 陸中海岸青少年の家(☎84-3311)へ。

第3回山田町議会定例会

▷日時 9月5日(水)開会 午前10時～
 どなたでも傍聴できます。詳しい日程などについては、町議会事務局(☎82-3114)へお尋ねください。

船上から海上渡御見学ツアーを開催

ふるさと体験ツアー「山田祭を体験しよう!!」が開かれます。
 ▷期間 9月16日～17日
 ▷内容 16日…マリンランド陸中でキャンプファイヤーなど
 17日…船に乗って海上渡御の見学や湾内クルージング、北浜岸壁の清掃活動など
 ※プログラムごとの申し込みもできます。
 ▷参加料 無料
 ▷定員 100人(定員になり次第締め切ります)
 ▷申込期限 9月9日
 ▷申込先・問い合わせ 陸中海岸青少年の家(☎84-3311)へ。

フリーマーケット宮古で開催します

▷日時 9月16日(日) 午前9時～正午
 ▷場所 みやこ広域リサイクルセンター(宮古市小山田) — 出店者を募集 —
 ▷出店資格 宮古管内に住む人
 ▷売り場面積 2.5坪×2.5坪
 ▷出店料 無料
 ※出店場所に敷くシートは、出店者が準備してください。
 ▷申込先・問い合わせ みやこ広域リサイクルセンター(☎63-7753)へどうぞ。

お詫びと訂正

9月15日号3頁「まさしの橋が片側交互通行に」の記事中、期間が「来年10月下旬」とあるのは「10月下旬」の誤りでした。深くお詫びし、訂正致します。

9月の町長面談

▷日時 9月19日(水) 午前10時～正午
 ▷場所 役場4階特別応接室
 ※面談希望の人は役場総務課内線413へご連絡ください。

町民駅伝大会に参加しませんか

第23回町民駅伝大会が行われます。友人や職場の仲間とチームをつくり、自慢の健脚を競いませんか。
 ▷日時 10月14日(日) 午前9時～
 ▷コース 旧マリンパーク山田前駐車場～海蔵寺線
 ▷種目 高校生以上一般の部、中学生の部、小学生の部(いずれも男女別。混成の場合は男子部門の所属とします)
 ※小学生の部優勝チームは、主要大会に派遣予定です。
 ▷チーム編成 1チーム6人(選手5人、補欠1人)
 ▷参加料 1チーム1,000円
 ▷申込期限 9月20日(100チームになり次第締め切ります)
 ▷申込先・問い合わせ 町教育委員会事務局社会体育担当(内線626)へどうぞ。

AEDを事業所や団体に寄贈します

岩手共同募金会では、AED(自動体外式除細動器)の普及啓発を目的にAEDを寄贈します。
 ▷対象 AEDの設置を希望する事業者または団体
 ▷設置数 県内で8カ所を予定
 ▷応募方法 役場保健福祉課に備え付けの申請書に申請者の概要が分かるパンフレットまたは会則などを添えて提出
 ▷応募期限 9月10日
 ▷応募先・問い合わせ 岩手県共同募金会(〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内 ☎019-637-8889)へどうぞ。

9月の行政相談

▷日時 9月20日(木) 午前10時～正午
 ▷場所 町中央コミセン
 ※行政について納得できないことなどご相談ください。

元看護師など対象就職講習会を開催

岩手県看護力再開発講習会が開催されます。
 ▷受講資格 保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を持ち、就業を希望する県民
 ▷期間 10月15日～19日
 ▷場所 講義…アイーナ(盛岡市) 実習…盛岡市内の病院または介護老人保健施設
 ▷受講料 無料
 ▷定員 30人
 ▷申し込み方法 はがきに住所、氏名、年齢、電話番号、職種、離職期間、研修会場までの移動方法、白衣のサイズ、実習希望場所(病院・施設)を明記し、郵送してください。
 ▷申込先・問い合わせ 9月28日までに(社)岩手県看護協会岩手県ナースセンター(〒020-0117 盛岡市緑が丘二丁目4-55 ☎019-663-5206)へ。

危険物取扱者の試験などあります

危険物取扱者試験と、同試験に伴う準備講習会が開かれます。
危険物取扱者試験
 ▷試験種類 甲種、乙種全類、丙種
 ▷試験日 11月10日(土)
 ▷試験地 宮古市
 ▷願書の受付期間 9月14日～25日
 ▷願書の請求先 山田消防署
 ▷申込先 財団法人消防試験研究センター岩手県支部
危険物取扱者試験準備講習
 ▷期間 10月18日～19日
 ▷対象 上記危険物取扱者試験の受験予定者
 ▷会場 宮古地区広域行政組合消防本部(宮古市五月町)
 ▷申込期限 10月17日
 ▷申込先 宮古地区危険物安全協会(カメイ榎宮古支店内 ☎62-3611)
 ◆問い合わせ 山田消防署(☎82-3139)へどうぞ。

木造住宅対象に耐震診断を実施

町では、地震への備えとして民間木造住宅を対象に耐震診断を実施します。県認定の診断士が皆さんの住宅を調査し、耐震性を総合的に評価しますので、どうぞご活用ください。
 ▷対象 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て平屋または2階建てで、過去に耐震診断を受けていない住宅
 ▷診断費用 3,000円
 ▷募集戸数 5戸
 ▷申込先・問い合わせ 9月30日までに役場地域整備課建築住宅担当(内線254)へどうぞ。

山田八幡宮で稚児行列の参加者募集

山田八幡宮では、神幸祭の稚児行列への参加者を募集します。
 ▷日時 9月16日(日) 午前9時～午後1時
 ▷募集年齢 3歳から6歳まで
 ▷募集人数 20人(定員になり次第締め切ります)
 ※衣装のサイズと数量に限りがあり、先着順となりますので、お早めにお申し込みください。
 ▷申込先・問い合わせ 山田八幡宮社務所(☎82-3459)へ。

宮崎台風5号被害義援金を受け付け

宮崎県の台風5号被災者に対する義援金を受け付けています。皆様のご協力をお願いします。
 ▷郵便振替口座 口座番号 01730-3-25323 口座名義 日本赤十字社宮崎県支部
 ※「台風義援金」と明記してください。
 ▷受付期間 9月28日まで(期間中は振替手数料が無料となります)
 ▷問い合わせ 日本赤十字社県支部山田町分区(役場保健福祉課内・内線132)へどうぞ。

救急座談会を開催します

山田消防署では、10月まで各自治会などを訪問し、救急に関することとお話する「救急座談会」を開催しています。9月の日程は次のとおりです。

◆日程		〔9月〕
期日	時間	会場
22日(土)	午前9時～11時	第4分団屯所
	午後1時～3時	船越漁村センター
23日(日)	午前9時～11時	飯岡防災センター(長崎地区)
	午後1時～3時	飯岡防災センター(飯岡地区)
29日(土)	午前9時～11時	船越防災センター
	午後1時～3時	長林コミュニティセンター

▷内容 救急車の利用方法、応急手当の必要性、消防署からのお知らせなど
 ▷問い合わせ 山田消防署救急係(☎82-3139)へ。

フロン回収・破壊法が改正

昨年6月にフロン回収・破壊法が改正され、本年10月1日から施行されます。オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるフロン類。環境破壊を防ぐため、業務用のエアコンや冷蔵庫など冷凍空調機器からフロン類を回収することが、同法で義務付けされています。フロン類の回収を徹底するため、今回の改正では手続きや関係者の役割が明確化されました。主な改正内容は次のとおりです。地球環境を守るため、フロン類の回収にご協力ください。

◆**行程管理制度(マニフェスト)の導入**
 業務用冷凍空調機器を廃棄する場合、書類でフロン類回収の手続きを行わなければならない。

◆**整備の際にフロン類回収の義務化**
 業務用冷凍空調機器のメンテナンスなどを行う場合でも、フロン類を回収しなければならない。

◆**解体建物中の機器の設置を確認**
 建物を解体する場合、解体業者は業務用冷凍空調機器が設置されているかどうかを確認し、その結果を発注者に書類で報告しなければならない。

◆**リサイクルする場合にもフロン類回収の義務化**
 リサイクルの目的で業務用冷凍空調機器の部品を業者に譲渡する場合にも、フロン類を回収しなければならない。

◆**問い合わせ** 宮古地方振興局保健福祉環境部環境課(☎64-2218)へどうぞ。

業務用機器から回収を徹底